

令和8年2月議会 生活環境委員会 議案説明資料

議案第1号

令和7年度福岡市一般会計補正予算案（第6号）

1～2頁

議案第14号

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案

3～7頁

消防局

議案第1号

令和7年度福岡市一般会計 補正予算案(第6号)

1 繰越明許費

予算案 説明書 ページ	款	項	目	事業名
136 ・ 137	(11) 消防費	1. 消防費	3. 消防施設費	庁舎整備費
				通信施設整備費
				庁舎維持管理費等

(単位:千円)

関係予算額	繰 越 額		繰 越 事 由
	補 正 前	補 正 後	
1,082,367	—	228,502	<p>工期の都合等により、年度内に完了しないため。</p> <p>〔消防学校寮棟の内部改修工事に係る工事費の繰越〕</p> <p>〔アイランドシティ新設出張所(仮称)新築工事に係る工事費の繰越〕</p>
2,442,692	—	1,313,552	<p>関係者との協議等により、年度内に完了しないため。</p> <p>〔消防救急デジタル無線設備更新工事に係る工事費の繰越〕</p> <p>〔ヘリコプターテレビ電送システム地上設備更新工事に係る工事費の繰越〕</p> <p>〔車載無線機更新に係る取付委託料の繰越〕</p>
1,333,772	—	33,690	<p>工期の都合により、年度内に完了しないため。</p> <p>〔城南消防署非常用発電設備更新工事に係る工事費の繰越〕</p>

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」等の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準等を定めるとともに、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、国が開催した検討会において、林野火災の予防の実効性を高めるよう報告されたことなどを踏まえ、林野火災の予防に関する規定等を追加するもの。

2 主な改正内容

- (1) 従来のサウナ設備を一定の要件により一般サウナ設備と簡易サウナ設備に区分する。
- (2) 新たに林野火災注意報を規定するとともに、火災警報のうち林野火災に特化した火災警報を発令できることとする。

3 施行期日

簡易サウナ設備に係る規定の追加	令和8年4月1日
林野火災の予防に係る規定の追加等	令和8年3月1日

【参考資料】

■簡易サウナ設備

テント型サウナ



バレル型サウナ



※出典：総務省消防庁資料

■林野火災注意報等の発令基準等

(※福岡市火災予防規則において規定予定)

1 発令基準及び規制内容

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下 または 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、乾燥注意報が発表されたとき	左記の発令基準に加え、強風注意報が発表されたとき
規制内容	屋外での火の使用制限 努力義務（罰則なし）	屋外での火の使用制限 (罰則あり)

2 対象区域

森林法に基づく「民有林」及び「国有林」

3 対象期間

1月から5月まで

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

現行	改正（案）
目次	目次
第1章～第3章の2 (略)	第1章～第3章の2 (略)
第4章～附則 (略)	第4章～附則 (略)
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略) <u>(簡易サウナ設備)</u>
	<u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外 気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サ ウナ室のうちテントを活用したものをいう。） 又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形 であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける 放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下 のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とする ものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、 次に掲げる基準によらなければならない。</u>
	<u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しな い場合を除き、建築物等及び可燃性の物品か ら火災予防上安全な距離として対象火気設備 等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基 準により得られる距離以上の距離を保つこ と。</u>
	<u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場 合に直ちにその熱源を遮断することができる 手動及び自動の装置を設けること。ただし、 薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、 その周囲において火災が発生した際に速やか に使用できる位置に消火器を設置した場合 は、この限りでない。</u>
	<u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備 の位置、構造及び管理の基準については、第3 条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び 第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第 3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項 の規定を準用する。</u>

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という

_____)の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならぬ。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第8条～第28条 (略)

(火災に関する警報の発令中における火の使用的制限)

第29条 火災に関する警報

が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

(1)～(6) (略)

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

第29条の2～第29条の7 (略)

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならぬ。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第8条～第28条 (略)

(火災に関する警報の発令中における火の使用的制限)

第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

(1)～(6) (略)

(削除)

第29条の2～第29条の7 (略)

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用的制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案し

第30条～第43条の2 (略)

第44条 (略)

(1)～(6) (略)

(7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) (略)

2 (略)

第45条 (略)

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(7) (略)

以下略

て、前項の規定による火の使用的の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用的の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用的の制限の対象となる区域を指定することができる。

第30条～第43条の2 (略)

第44条 (略)

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) (略)

2 (略)

第45条 (略)

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2)～(7) (略)

以下略